

藤沢市生涯学習活動推進室生涯学習サロン利用規約

藤沢市生涯学習活動推進室生涯学習サロン（以下「サロン」という。）の利用について、次のとおり規約を定めます。

1 利用時間

開館日の午前9時30分から午後6時までです。利用区分は下表のとおりです。

区分	利用時間
第1区分	午前9時30分から正午まで
第2区分	正午から午後3時まで
第3区分	午後3時から午後6時まで

※利用時間には受付から退出までの全ての時間を含みます。

※事業実施時には利用できない場合があります。

2 利用対象者

- (1) 市内在住・在勤・在学で、生涯学習活動を行うグループまたは個人。
- (2) 藤沢市生涯学習人材バンクに登録している方。

※サロンの性質上、交流活動を推奨するため、グループ利用を優先する場合があります。

※小学生以下の方が利用する際は、20歳以上の方の同伴が必要です。

3 利用料金

利用に係る料金は無料です。

4 利用方法

- (1) サロンの利用は区分ごとに先着順で受付します。
- (2) 利用の流れは次のとおりです。

- ① 利用日当日に生涯学習活動推進室の窓口へ「利用申込書（様式1）」を提出する。
- ② 「利用許可証（様式2）」を受け取り、指定された机の上に置く。
- ③ 利用が終了したら「利用許可証」を窓口に戻却する。

※利用予約や占有使用はできません。

5 注意事項

- (1) 営利及び特定の政治・宗教団体の利益を目的とした利用はできません。
- (2) グループ利用や事業実施の際、人の出入りや音の出る作業等が発生する場

合がございますので、ご理解のうえご利用ください。

- (3) サロンでのお食事はご遠慮ください。
- (4) ごみは必ず持ち帰ってください。
- (5) 大声で話す，歌う，スピーカー等の音声出力等，音を発する利用については，他の利用者への配慮をお願いいたします。
- (6) 小学生以下のお子様の管理については，保護者の監督責任とし，お子様から目を離さず，事故が起こらないように配慮してください。
- (7) 席を離れる際，貴重品等の管理はご自身でお願いいたします。
- (8) サロンの管理運営上不適当と認めたときは，入室をお断り，または退室していただく場合があります。
- (9) 施設または設備等をき損または亡失したときはこれに相当する額の賠償を求めます。